生第106836号	液体微量要素複合肥料	TFカル	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
生第106837号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料012	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第106839号	化成肥料	磷酸入り高度化成U2952号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第106840号	化成肥料	粒状複合888号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第106841号	化成肥料	関電化成肥料020	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第106842号	化成肥料	苦土有機入り化成844	つくば園芸株式会社	北海道釧路市材木町22番29号
輸第106832号	化成肥料	亜燐酸―カリウムT	大道製薬株式会社	大阪府大阪市東淀川区大桐五丁目14番72号
輸第106833号	化成肥料	亜燐酸―カリウムT	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第106838号	化成肥料	CP化成肥料14―10―13MMB	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第106845号	配合肥料	Big Bud Powder	株式会社Liberty Garden	東京都港区浜松町二丁目２番15号浜松町ダイヤビル２F

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

人事異動

環境省

（大臣官房付）

髙澤　哲也

水・大気環境局土壌環境課長に配置換する

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長に充てる

（水・大気環境局水環境課長）　筒井　誠二

水・大気環境局土壌環境課長の併任を解除する

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長に充てることを解く（以上八月十六日）

（大臣官房付）

中尾　文子

研究休職（北海道大学大学院公共政策学連携研究部附属公共政策学研究センター教授）

（同）

中山元太郎

大臣官房付に復職した

人事院に出向させる（以上八月十九日）

（外務省在ドイツ日本国大使館参事官）

水谷　好洋

大臣官房付に転任させる（八月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウルグアイ国の独立記念日につき、八月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会　会長　関　いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

１　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「太平洋」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

２　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(2)　遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

３　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月二十九日から令和四年五月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月三十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

１　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「日本海・九州西海域」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

２　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(2)　遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

３　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月三十日から令和四年五月三十一日までとする。